

議案第六号

港区国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付条例を廃止する条例
右の議案を提出する。

平成三十一年二月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付条例を廃止する条例
港区国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付条例（平成三年港区条例第三十号）は、
廃止する。

付 則

- 1 この条例は、平成三十一年三月二十九日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に貸し付けている資金については、この条例による廃止前の港区国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付条例第五条及び第十条から第十四条までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（説明）

高額療養費資金及び出産費資金の貸付制度を廃止するため、本案を提出いたします。